

Q 不要なDM 停止したい

身に覚えのないダイレクトメール（DM）が自宅に送られてきました。もしかしたら、無料サンプルのプレゼントに応募した際に、住所・氏名を記載したため送られてきたのかもしれませんが。DMは不要なので、今後送られてこないようにしたいのですが、どうすればいいですか。

法律 相談室

DMが自宅に送付される場合、通常は、送り主の事業者が顧客の住所・氏名などの個人情報やメールアドレスを「個人データ」といい、個人情報保護法では、データベース化されたこの情報を「個人データ」といいます。個人データのうち、事業者が開示や内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止などを行う権限を有しているものを「保有個人データ」といいます。

個人データの利用目的に付の停止を送り主に求めてください。

保有個人データが本人の同意なく目的外利用されていたり、不正な手段により取得されていたりする場合、その個人情報の取扱事業者は本人からの請求により、原則としてその人の個人情報の利用停止などを行わなければいけません。

ご相談の件では、送り主が有するあなたの住所・氏名はおそらく保有個人データにあたりますので、当該送り主のウェブサイトなどから個人情報の利用の停止や消去を求める手続きを知ることが出来ます。まずはウェブサイトを確認してみてください。手続きについての記載が見つかりましたら、それに従ってDMの送

まず事業者サイト確認を

個人情報取扱事業者が不当に拒否した際には、裁判手続により利用停止などを求めることができます。もっとも、裁判外で請求せざるにいきなり裁判手続きを進めることはできませんので、まずは裁判外で利用停止を求めてください。（回答〓谷麻衣子弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。